

## 令和8年度就学援助制度について

にかほ市教育委員会では、経済的な理由により小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者を対象に、就学に必要な経費の一部を援助しています。離婚してひとりの収入で生活を支えている、離職や休職等で収入が減ったなど、経済的にお困りの方は申請をご検討ください。

※現在就学援助を受けているご家庭は、手続不要です。

### 援助の内容（令和7年度の内容 ※変更となる場合があります）

支 給 費 目	支 給 額	
	小学校	中学校
新入学児童生徒学用品費	(1年生のみ)57,060円	(1年生のみ)63,000円
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費	(1年生以外)2,270円	(1年生以外)2,270円
校外活動費(実費額支給)	(宿泊無)1,600円 (宿泊有)3,690円	(宿泊無)2,310円 (宿泊有)6,210円
修学旅行費	22,690円	60,910円
卒業アルバム代	11,000円	10,000円
体育実技用具費 (体育授業のための柔道着)		上限7,650円
中学校生徒会費		実費(300円～600円)
給食費	実費	実費

このほか学童保育の保育料が免除となります。学童保育については、こども家庭センターまでお問い合わせください。【電話:0184-32-3040】

### 申請受付期間

令和8年1月5日(月)～2月27日(金) 平日9:00～17:00

※3月1日以降も随時申請を受け付けますが、支給費目が限られます。

#### ○新入学児童生徒学用品費について

令和8年4月に小・中学校へ入学する児童生徒がいるご家庭で、上記期限までに申請し、認定を受けた場合は、新入学児童生徒学用品費を支給します。

### 申請書類

申請に必要な書類は、12月1日から学校教育課、市役所各庁舎市民サービス班で配布します。ご家庭の状況により追加で書類が必要な場合があります。

申請の受付は、学校教育課のみです。他庁舎では受付できません。

### 認定の要件

就学援助の認定には収入要件があります。同居するご家族全員の収入を合算した額が、世帯構成(人数や年齢など)により算定される基準額を下回る場合に認定されます。

にかほ市金浦字南金浦49番地2

にかほ市教育委員会学校教育課 電話:0184-38-2266